

長沼町スポーツセンター条例新旧対照表

旧						新					
別表(第5条関係)						別表(第5条関係)					
区分		使用料				区分		使用料			
		午前 (午前8時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	1日 (午前8時から午後9時まで)			午前 (午前8時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	1日 (午前8時から午後9時まで)
体育室	アマチュアのス ポーツに使用す るとき	4,320円	4,320円	6,480円	15,120円	体育室	アマチュアのス ポーツに使用す るとき	4,400円	4,400円	6,600円	15,400円
	その他の目的に 使用するとき	21,600円	21,600円	32,400円	75,600円		その他の目的に 使用するとき	22,000円	22,000円	33,000円	77,000円
トレーニング室		1,080円	1,080円	1,620円	3,780円	トレーニング室		1,100円	1,100円	1,650円	3,850円
会議室		540円	540円	810円	1,890円	会議室		550円	550円	820円	1,920円
備考 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。						備考 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。					